

災害時の防災備蓄品について 郵便局と連携する取決めをしました

本市と日本郵便株式会社は、平成30年3月28日付で「相模原市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定」を締結しておりますが、この協定に基づき、新たに災害時における防災備蓄品の取扱いについて、郵便局と連携する取決めをしましたので、お知らせします。

また、これに合わせ、日本郵便株式会社と面会を行います。

1 取決めの概要

令和3年8月に、本市は、相模原市緑区の吉野郵便局内に防災備蓄品を保管するための倉庫を新たに賃借し、市内において大規模な災害が発生した際に、当該倉庫内の物品を日本郵便株式会社の持つ配送ネットワークを活用し、近隣の避難所等に搬送します。

2 日本郵便株式会社との面会

日時：令和3年10月7日（木）13:10～13:30

場所：市役所本庁2階 特別応接室

主な出席者：日本郵便株式会社 細谷 勝利氏

（相模原古淵郵便局局長・神奈川県西北部地区統括局長）
相模原市長 本村 賢太郎

3 備考

この取決めは、令和3年8月10日から運用を開始しておりますが、緊急事態宣言が発出されていることを考慮し、運用開始に当たっての式典等は見送っておりました。

問い合わせ先
危機管理課 地域防災推進班
電話 042-769-8208（直通）